

与那原マリーナ使用許可艇の保守・管理および使用に 関する規則

この「使用許可艇の保守・管理および使用に関する規則」は、与那原マリーナ施設の円滑な管理・運営と、使用許可艇の係留・艇置・使用・移動・航行等により発生する事故を防止するために定めたものです。

第1節 目的および定義

(目的)

第1条 この規則は、与那原マリーナ指定管理者（以下「マリーナ管理者」といいます。）と使用許可を受けた者（以下「使用者」といいます。）が、マリーナの係留区画に係留または陸置場に陸置する使用許可艇の保守・管理および使用に関する事項を定め、もって使用許可艇の係留・艇置・使用・移動・航行等により発生する事故を防止し、使用者とその他のマリーナ使用者、マリーナ管理者の安全と利便を図ること、マリーナの施設の円滑な管理・運営を行うことを目的とします。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、沖縄県港湾管理条例（以下「条例」といいます。）における用語の意義を同一とします。

第2節 使用許可艇の使用

(使用許可艇の使用)

第3条 使用許可艇の使用に際しては、必ず使用者、共同使用者の方が、その名義のカードにより棧橋、陸置場に入場していただきます。

- 2 使用者および共同使用者は、使用許可艇により生じさせた事故の責任を、当該使用者と連帯して負担していただきます。
- 3 使用者および共同使用者は、使用許可艇の係留または陸置および使用に際し、必ず有効な船舶検査証書を保有していなければなりません。

(船長、出帰港・航行等)

第4条 使用許可艇の航行に際し、船長となれる者は、使用者または共同使用

者に限ります。

- 2 船長は、使用許可艇をマリーナから出港させるときは、マリーナ管理者に対して、船長名、全ての乗船者名、出港時刻、帰港予定時刻、航行予定経路、帰港時刻、その他の事項を、所定の手続きにて届け出なければなりません。
- 3 前項の届け出の内容につき、官公署より問い合わせがあるときは、マリーナ管理者は官公署に対し、これを開示できるものとします。
- 4 船長は、使用許可艇の出港に際し、最新の気象状況および海象状況を把握し、出港の可否を自己の責任で決定しなければなりません。
- 5 マリーナ管理者は、海上保安部、その他関係官庁の要請等により出港を停止することができます。
- 6 船長は、使用許可艇をマリーナから出港させた後、航行中に天候の急変その他の事由により、マリーナへの帰港が不能となったとき、または帰港予定時刻遅延の可能性が生じたときは、営業時間内である時は直ちに、営業時間外である時は営業時間となった時直ちに、その旨をマリーナ管理者の事務所まで連絡しなければなりません。また、帰港後直ちに、マリーナ管理者に対し、帰港時刻、遅延理由その他の事項を所定の手続きにて届け出なければなりません。
- 7 帰港予定時刻を著しく経過したにもかかわらず、前項の連絡がないとき、または海上事故発生のお知らせを受けたときは、マリーナ管理者は、海上保安部、公益社団法人琉球水難救済会等の救助組織等に通報し、救助または捜索を要請することができます。
- 8 マリーナ管理者は、天候その他諸々の事情を勘案のうえ、捜索要請することができます。
- 9 マリーナから出港後の故障、事故等によりマリーナ管理者が使用許可艇に対し出張、修理または曳航等の業務を行ったときは、マリーナ管理者は使用者に対し報酬および費用を請求できます。
- 10 船長は、使用許可艇をマリーナに帰港させたときは、帰港当日中にマリーナ管理者に対し、帰港時刻、航行経路、その他の事項を所定の手

続きにより届け出なければなりません。

- 1 1 使用許可艇の出港および帰港の時間は、日の出から日没前までとします。ただし、事前に所定の書面にてマリーナ管理者に届け出たときは、この限りではありません。
- 1 2 マリーナ管理者の本条に定める出港停止、通報、要請等は、いずれもその行為の有無にかかわらず、マリーナ管理者は一切責任を負うものではなく、船長はその自己責任をまぬがれるものではありません。
- 1 3 悪天候により所定の係留区画に着岸が困難であるとマリーナ管理者が判断したときは、船長はマリーナ管理者の指定する区画に係留できるものとします。ただし、天候回復後速やかに所定の係留区画に移動しなければなりません。
- 1 4 使用許可艇にてマリーナ内を航行する場合には、引き波を立てないよう最徐行で航行しなければなりません。

(賠償責任保険)

第5条 使用者および共同使用者は、使用許可艇の航行等の際の事故により生じた損害を賠償し、又は補償するため、賠償責任保険契約を使用許可艇搬入時までに締結するものとし、マリーナ管理者に対し、その保険契約締結後1ヶ月以内に、その保険証券の写しを提出するものとします。

(事故報告)

第6条 船長は、操船中に第三者（第三者には同乗者を含みます。）を死傷させたときは、直ちに救助活動を行うとともに、管轄海上保安部および消防署、または警察署、その他必要な諸機関、およびマリーナ管理者に対し通報しなければなりません。

- 2 船長は、操船中に第三者の物を破損した場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、被害者、漁業被害にあつては、被害者の所属する漁業協同組合、管轄海上保安部およびマリーナ管理者に対し、当該事故について講じた措置を報告しなければなりません。

(漁業従事者等との紛争)

第7条 航行その他使用許可艇の使用に際し、漁協従事者等と紛争を生じたと

きは、船長はマリーナ管理者に対し、速やかに紛争の内容、発生場所、発生時刻、相手方の名称、その他の事項を所定の用紙にて報告しなければなりません。

第3節 使用許可艇の保守・管理

(使用許可艇の保守・管理)

第8条 使用者およびその共同使用者は、使用許可艇の保守・管理を行い、使用許可艇の使用・航行の安全を確保しなければなりません。

- 2 マリーナ管理者は、使用許可艇の損傷防止、マリーナ内での安全確保等のため必要と認められるときは、使用者、共同使用者に対し、使用許可艇の移動、整備、舳いロープの交換、その他勧告を行う事ができるものとします。
- 3 使用者は、台風及び荒天時などの災害が予想される時、自己の判断により使用許可艇に対し、安全な処置を講じなければなりません。
- 4 マリーナ管理者は、海上保安部、その他関係官庁の要請等により、使用許可艇の移動要請等を行うことができます。
- 5 マリーナ管理者の本条に定める移動要請等は、いずれもその行為の有無にかかわらず、マリーナ管理者は一切責任を負うものではなく、使用者はその自己責任をまぬがれるものではありません。

(通信設備の設置)

第9条 使用者およびその共同使用者は、使用許可艇に電話（携帯電話・船舶電話等）などの通信設備を設置しなければなりません。

(修理等)

第10条 使用者およびその共同使用者は、マリーナ管理者が承諾したときは、マリーナ管理者に対し、使用許可艇の修理、船舶検査の代行申請等を依頼することができます。

- 2 使用者およびその共同使用者は、マリーナ管理者に使用許可艇の修理を依頼せず、マリーナ内において、使用者およびその共同使用者自身で使用許可艇の修理を行い、またはマリーナ管理者以外の修理業者に使用許可艇の修理を行わせるときは、マリーナ管理者に対し

事前に希望修理日時、修理内容等の届出を行い、マリーナ管理者の指定する許可条件を遵守して、修理を行わなければなりません。主な許可条件は、以下のとおりです。

- (1) マリーナ管理者の指定する修理日時、修理場所、その他の事項を遵守しなければなりません。
- (2) 危険物等の持ち込み、大型機械、自動車の乗り入れ等は原則できません。
- (3) 使用者およびその共同使用者の責任において、修理後の後片づけを行わなければなりません。
- (4) 修理により発生したゴミ、廃棄物等については使用者およびその共同使用者の責任において、適切に処理しなければなりません。

- 3 前項の修理業者は、マリーナ管理者が指定した者または使用者およびその共同使用者がマリーナ管理者の事前の承諾を得た者でなければなりません。

(使用許可艇の一時的搬出)

第11条 使用者およびその共同使用者は、係留・陸置区画使用期間中、修理その他航行以外の目的で使用許可艇を一時的にマリーナから搬出するときは、マリーナ管理者に対し所定の書面にて届け出を行い、搬出届を提出するものとし、また、再度マリーナに搬入するときは、所定の書面にてマリーナ管理者に搬入届を提出しなければなりません。

第4節 一般事項

(予備鍵の不保管)

第12条 マリーナ管理者は、使用許可艇のエンジンキー、キャビンキー等の予備鍵の保管は一切いたしません。

(規則の改正)

第13条 この規則は、沖縄県およびマリーナ管理者の必要に応じて、改正することができます。

(規則等の遵守)

第14条 使用者および共同使用者、その同伴者は、この規則「使用許可艇の共有に関する規則」、その他マリーナの規則・規程（以下「本規則

等」といいます。) および港則法、海上衝突予防法等の海事法令等を遵守しなければなりません。

- 2 マリーナ管理者は、前項の事項および措置内容等を、必要に応じて、郵送等により通知するものとします。

附 則

(規則の効力発生時期)

- 1 この規則は、平成28年7月1日よりその効力を生じます。